



小金井市

ゼロカーボンシティ実現に関する連携協定書

小金井市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、小金井市のゼロカーボンシティ実現（2050年温室効果ガス排出実質ゼロ）に向けて、脱炭素なまちづくり並びに持続可能な社会構築の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」の推進を通じて、再生可能エネルギー等の活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会・循環型社会の実現及び災害に強いまちづくりの実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1）再生可能エネルギーなどの地産地消や面的利用に関する事
- （2）電化その他脱炭素化に向けたエネルギーへの転換に関する事
- （3）災害レジリエンスに強いまちづくりに関する事
- （4）省エネ推進に向けた取組に関する事
- （5）市施設を活かした、環境教育・環境施策の検討及び実施に関する事
- （6）上記を始めとした「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組に関する事

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。

3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行い、できることから進めていくものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、連携事項を効果的に促進するため、定期的に意見交換を行うものとする。また、連携事項に関する具体的な取組の内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途決定する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た事項（個人情報以外の事項で

あつて公知であるものを除く。)については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問はず、その一切について他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。ただし、事前に書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(法令の遵守)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するにあつて、関連する法令を遵守するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和7年3月31日までとする。
ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、1年間延長されるものとし、以後もこの例によるものとする。

(協定の変更及び解除)

第7条 甲及び乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、双方協議の上、合意により本協定の変更又は解除ができる。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年6月24日

甲：小金井市
小金井市長

乙：東京電力パワーグリッド株式会社
武蔵野支社長

白井 亨

矢田 照博